



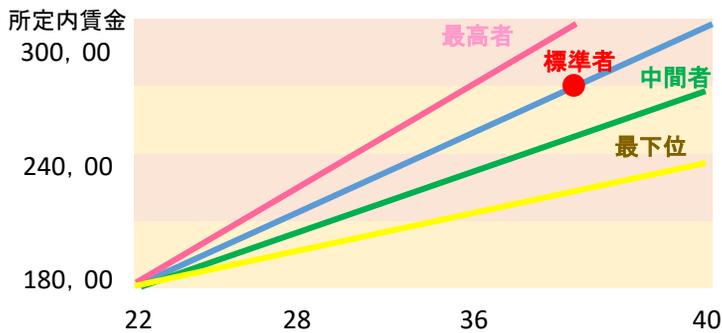
「賃金アップは標準者モデル賃金の作成から」

【図1】 定期昇給とベースアップの違い

定期昇給	ベースアップ
<ul style="list-style-type: none"> 一定の時期に年齢や勤続年数に応じ昇給すること 年功賃金 定年までなど一定の時期まで行う(限度あり) 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員全体の賃金水準を引き上げること 賃金の底上げ いったん引き上げると下げにくい

・定期昇給(定昇)とベースアップ(ベア)は、同時に行うことが基本

【図2】 標準者モデル賃金の作り方



- ①標準者の給与を中心に年齢別のカーブを描く
- ②標準者の賃金カーブを元に、中間者は-5%などと決める
- ③評価で中間者から上がれば、標準者の賃金モデルを使う

【図3】 賃上げ原資(可能率)の算出方法

- ①付加価値生産性を活用した賃上げ可能率の算出する方法
 $(A) \text{ 付加価値生産性} = \text{付加価値高} \div \text{従業員数}$
 $\text{今年度}(A) \text{ 付加価値生産性} \div \text{前年度}(A) \text{ 付加価値生産性} = \text{賃上げ可能率} \times (\text{人件費} \div (\text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{支払金利}))$
- ②経営計画から賃上げ可能率を算出する方法
 $\text{目標一人当たり人件費}(A) = (\text{目標売上高} \times \text{目標付加価値率} \times \text{目標労働分配率}) \div \text{目標平均人員}$
 $\text{賃上げ可能率} = (A) \div \text{今年度一人当たり人件費} - 1$

●標準者モデル賃金を賃上げ指標に

労働分配率という「人件費÷付加価値」の計算式で表される指標があります。付加価値の中からいくら人件費に反映しているかを測るものです。労働分配率は「失われた30年間」で、ほとんど変わっていないのが事実です。

物価上昇の影響により、大企業が満額回答以上の賃金を出すなかで、中小企業との格差が懸念されています。

中小企業では賃上げ原資の確保も厳しいところですが、そもそも賃上げの指標となるモデルがなければ難しいのではないかと思います。そこで事業所内の「標準者モデル賃金」の作成をお勧めします。

●標準者モデル賃金は簡単にできる

標準者モデル賃金はどのように作ればよいのでしょうか。まず前提として標準者モデル賃金の「標準者」とは、普通レベルではなく、事業所内で仕事ができる(優秀な)人材を指します。

まず縦軸に給与額、横軸に年齢を表す線を引きます。縦軸と横軸が交差する箇所に標準者の給与を配置します。あとはフリーハンド(手書き)で標準者の給与を中心にカーブを描けば、事業所内の標準者モデル賃金は完成です。このとき様々な昇格パターンも入れておくとよいでしょう。

●賃上げ原資の確保は仕事を見直すことから

標準者モデル賃金が完成したら、統計資料を用い、業界水準、地域水準(世間相場)等と比較し、見劣りがないか確認します。もし見劣りする箇所があれば、目標を決め昇給をしていくか、諸手当の見直しなどを実施します。

中小企業では賃上げ原資の確保が厳しいところですが、賞与を削ってでも賃金水準を高めなければ人材の確保は難しいと思っていたほうがよいでしょう。また、今の事業や仕事内容を見直し「稼ぐこと」に集中することも重要です。

参考「人事・賃金の運用と実務運用の仕方がわかる本」(中央経済社 齋藤清一著)

事務所日誌



●3月の事務所の活動

- 8日 外国人技能実習生向け法的保護講習の講師
- 8日 オンラインにて定額減税説明会に参加
- 14日 井原商工会議所 定例労務相談員
- 13日 オンライン早期読書会「いばら朝喝同好会」に参加
- 15・16日 社労士会 中四国研修会に参加
- 26日 オンライン読書会「ゆうかつ」に参加
- 30日 オンラインにて岡山県津山支部「休職問題」に参加

■編集好奇

▼次男坊の希望が叶い、無事進学することができました。彼がどのような人生を過ごすか、これからも見守っていこうと思います。私の「懐」の中身も見守りながら(汗)(SS)

●勤怠管理システムの導入支援

当事務所のお仕事を紹介

勤怠管理システムには様々なものがありますが、社労士が監修し、かつ使い勝手がよいという両方を兼ね備えるクラウド型システムは少ないと思います。

当事務所では初めて勤怠管理システムを導入する方にも導入支援を行っています。

この勤怠管理システムは、給与計算システムと連動していますので、運用がうまくいけば給与計算の作業が激減します。デモ画面もご用意していますので、気になった方はお声掛けください。(妹尾)



- ・タイムカード同様シンプル
- ・時間外・年休管理対応
- ・社労士監修のクラウド型